

琉球大学で労働基準関係法令に係る講義を実施

—— 学生アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン ——

沖縄労働局では、「学生アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン（4月～7月）」の一環として、平成28年6月28日（火）、琉球大学において、同大学法文学部1年次から4年次の学生約50名を対象に『学生アルバイトの労働条件の履行確保及び適切な労務管理のために』と題して、当局福永総務部長が講師として講義を実施しました。

講義内容は、労働関係法令の概要説明に始まり、実際にあった労働関係トラブル事例を基にこれらに対する法律上の取り扱い、対処方法について説明を行いました。

受講した学生から、「友人が残業させられたにもかかわらず、一定額以上の残業手当が支払われないと聞いたが仕方がないこと？」など実際にあった事例の対応方法などについて質疑応答がありました。

最後に講師の福永総務部長から学生に対して、「トラブルがあった場合には、一人で悩むことなく、労働局等の総合労働相談コーナーや労働基準監督署へ相談してほしい」と呼びかけ、講義は終了しました。



講 義 風 景